

第 9 回 士別市農業委員会総会議事録

令和 7 年 2 月 27 日

士 別 市 農 業 委 員 会

第 9 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 2 月 27 日（木曜日）
午後 4 時 00 分開会
午後 4 時 30 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

日程第 1	報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について
日程第 2	報告第 2 号	賃貸借契約の解約について
日程第 3	議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 2 号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 5	議案第 3 号	地域計画目標地図素案の決定について

出席委員（24 名）

1 番	工 藤 修 一 君	2 番	木 下 一 彦 君
3 番	寺 崎 徳 仁 君	4 番	森 野 良 次 君
5 番	酒 井 直 樹 君	6 番	鈴 木 茂 樹 君
9 番	鈴 木 淳 一 君	10 番	阿 部 秀 範 君
11 番	渡 辺 亨 君	12 番	梅 津 宣 保 君
13 番	山 下 篤 君	14 番	本 間 一 明 君
15 番	柳 眞由美 君	16 番	松 井 薫 君
17 番	鈴 木 庄一郎 君	19 番	大 崎 陽 司 君
20 番	中 山 義 隆 君	21 番	十 河 謙 一 君
22 番	栗 本 勝 君	23 番	安 念 としよ 君
24 番	櫻 田 三 央 君	25 番	齊 藤 哲 郎 君
26 番	新 田 康 仁 君	27 番	上 野 浩 二 君

出席説明員（4 名）

事務局長	林 秀 忠 君
副 長	小 林 泉 君
主 幹	梶 山 賢 一 君
主任主事	松 本 奨 悟 君

4. 会議の概要

(午後 4 時 00 分 開会)

●議長（上野浩二君）

第 9 回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は 24 名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、14 番 本間一明委員、16 番 松井薫委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてありますが「古川委員」「古市委員」「永峯委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（上野浩二君） それでは、これより議事に入ります。

日程第 1、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農地法第 3 条の 3 の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号 1 番、相続人、●●●●より相続の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、報告第 1 号は終了いたします。

●議長（上野浩二君） 次に、日程第 2、報告第 2 号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第 18 条第 6 項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号 1 番、貸人、●●●●、借人、●●●●外 5 件より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（上野浩二君） 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外6筆、地目、田・畑、面積43,672㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外13筆、地目、田・畑、面積94,226㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものであります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

●議長（上野浩二君） 次に、日程第4、議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、本案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議長を会長職務代理者に交代します。

●議長（工藤修一君） 日程第4、議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農業経営基盤強化促進法 第 18 条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号 1 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外 1 筆、地目、田・畑、面積 735.64 m²、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて作業の効率化を図るためであります。

番号 2 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町、地番、●●●●外 1 筆、地目、畑、面積 96 m²、対価、贈与、理由については、隣接地を譲り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 3 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町、地番、●●●●外 8 筆、地目、畑、面積 245,165 m²、対価、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、使用貸借地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 4 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町、地番、●●●●外 1 筆、地目、田、面積 46,719 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 5 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●外 11 筆、地目、畑、面積 143,793 m²、対価、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 6 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 14 筆、地目、田・畑、面積 137,857 m²、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 7 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 11 筆、地目、田、面積 58,865 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 8 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 3 筆、地目、田、面積 18,737 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 9 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 1 筆、地目、田・畑、面積 26,436 m²、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 10 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●、地目、田、面積 4,080 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて作業の効率化を図るためであります。

番号 11 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 4 筆、地目、田、面積 59,356 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 12 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 5 筆、地目、田、面積 61,532 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 13 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 8 筆、

地目、畑、面積 43,153 m²、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 14 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 4 筆、地目、畑、面積 18,579 m²、対価、贈与、理由については、近隣地を譲り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 15 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 2 筆、地目、畑、面積 20,469 m²、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 16 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●、地目、畑、面積 24,800 m²、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて作業の効率化を図るためであります。

番号 17 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 2 筆、地目、田、面積 41,682 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 18 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 15 筆、地目、田、面積 73,698 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 19 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●、地目、田、面積 14,203 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 20 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 16 筆、地目、田、面積 49,672 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 21 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 8 筆、地目、田・畑、面積 74,401 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、買い受けて新規就農を図るためであります。

番号 22 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●外 10 筆、地目、田・畑、面積 38,154.34 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 23 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外 16 筆、地目、田・畑、面積 74,471.77 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 24 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外 3 筆、地目、田、面積 28,539 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 25 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町、地番、●●●●外 7 筆、地目、田、面積 72,558 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 26 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町、地番、●●●●外 3 筆、

地目、田・畑、面積 44,457 m²、対価、反当り、田●●●円、畑●●●円で●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 27 番、渡人、●●●●●、受人、●●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●●外 21 筆、地目、田・畑、面積 145,063 m²、対価、反当り、田●●●円、畑●●●円で●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 28 番、渡人、●●●●●、受人、●●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●●外 6 筆、地目、田、面積 90,869 m²、対価、反当り、田●●●円で●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 29 番、渡人、●●●●●、受人、●●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●●外 1 筆、地目、田、面積 34,569 m²、対価、反当り、田●●●円で●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 30 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、川西町、地番、●●●●●外 2 筆、地目、・畑、面積 48,660 m²、賃貸料、反当り、畑●●●円で●●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 31 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、川西町、地番、●●●●●、地目、畑、面積 31,459 m²、賃貸料、反当り、畑●●●円で●●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 32 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●●外 21 筆、地目、田・畑、面積 30,832.88 m²、賃貸料、反当り、田●●●円、畑●●●円で●●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 33 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●●外 14 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 91,640 m²、賃貸料、反当り、田●●●円、畑●●●円、用悪水路●●●円で●●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 34 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●●、地目、畑、面積 7,664 m²、賃貸料、反当り、畑●●●円で●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 35 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●●外 9 筆、地目、畑、面積 34,103 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 36 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●●外 4 筆、地目、田・畑、面積 24,135.6 m²、賃貸料、反当り、田●●●円、畑●●●円で●●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 37 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●●外 4 筆、地目、・畑、面積 56,303 m²、賃貸料、反当り、畑●●●円で●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 38 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●●外 3 筆、地目、畑、面積 30,195 m²、賃貸料、反当り、畑●●●円で●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 39 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 1 筆、地目、畑、面積 4,825 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 40 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 1 筆、地目、畑、面積 14,875 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 41 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 4 筆、地目、田、面積 35,617 m²、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 42 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 4 筆、地目、田・畑、面積 59,437 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 43 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●、地目、田、面積 20,253 m²、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 44 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町三栄、地番、●●●●外 1 筆、地目、・畑、面積 15,050 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 45 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町三栄、地番、●●●●外 12 筆、地目、・畑、面積 31,668.92 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 46 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町三栄、地番、●●●●外 11 筆、地目、畑、面積 38,192 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 47 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外 3 筆、地目、畑、面積 59,910 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 48 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外 6 筆、地目、田・畑、面積 47,272 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 49 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町茂志利、地番、●●●●外 4 筆、地目、・畑、面積 38,118 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 50 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町茂志利、地番、●●●●外 14 筆、地目、畑、面積 73,291 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 51 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町岩尾内、地番、●●●●外 9 筆、地目、畑、面積 96,639 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、51 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、土別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（工藤修一君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 6 番について山下委員、11 番、12 番について木下委員、14 番、29 番について渡辺委員、41 番について上野委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（工藤修一君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（工藤修一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。審議が終了しましたので、議長を交代します。

●議長（上野浩二君） 次に、日程第 5、議案第 3 号 地域計画目標地図素案の決定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（林秀忠君） 農業経営基盤強化促進法 第 20 条第 2 項の規定に基づき作成した「地域計画目標地図素案」についてご審議願います。

目標地図素案については、令和 6 年 2 月に行った経営意向調査結果を踏まえ、各地区農業委員で農地の受け手予定者を検討、図に表示し、11 月から 12 月かけて、11 地区の各地区ごとに懇談会を開催、地区の合意を得て、全地区完成したところです。以上で、説明を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

●議長（上野浩二君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第9回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後4時30分 閉会）